

## 所得税還付申告説明会を開催します

所得が給与所得のみで、年末調整が済んでいる方を対象とした医療費控除と、公的年金のみの受給者の方で、他に所得のない方を対象とした確定申告書作成方法の説明と受け付けを行います。

### 日時・説明会区分

日時	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場所
2月12日(火)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除申告	市保健センター 研修室(2階)
	午後2時	午後2時30分	公的年金のみの受給者の方で他に所得がない方の申告	
2月13日(水)	午前9時30分	午前10時		
	午後2時	午後2時30分		

- ◆説明開始時間までに受け付けを済ませてください。当日は説明を聞きながら、その場で申告書を作成していただきますので、説明開始時間に遅れると確定申告書などの作成ができない場合があります。
- ◆説明会は説明区分に従って行いますので、当日の説明区分に該当しない方は、受け付けできません。
- ◆説明区分がどちらであっても、雑損控除の申告をされる方および住宅借入金等特別控除を初めて申告される方は、市では受け付けできませんので、税務署での申告をお願いします。
- ◆申告書に社会保障・税番号(マイナンバー)の記載が必要になります。記載に必要な書類も忘れずお持ちください。

### 当日必要な物

#### ◆全員共通して必要な物◆

個人番号カードまたは個人番号通知カード+運転免許証・健康保険の被保険者証等、印鑑(認印)、平成30年分の源泉徴収票原本(給与・年金など)、還付金の振込口座のわかるもの(申告者本人名義のもの)、筆記用具(ボールペン)、計算機

#### ◆各種控除に必要な主な物◆

##### 年金受給者の方

- ① 社会保険料支払証明書(国民健康保険税、介護保険料、任意継続保険料など)
- ② 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ③ 医療費控除を併せて受けるときは、右記の医療費控除を受ける方を参照してください。

##### 医療費控除を受ける方

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。  
 ※提出が不要となる領収書は、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。  
 ※平成31年分の申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。



※確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。  
 また、1月下旬ごろから市税務課でもお渡しできる予定です。

「確定申告」「市県民税申告」が始まります  
 3月15日までに申告を済ませましょう

問 税務課  
 ☎内線1056～1059